



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026年3月3日(火)

これも課税対象なの？

意外と多い！「一時所得」となるもの

意外なものも!? 一時所得に該当するもの

思わぬ臨時収入が入ると嬉しいものですが、その裏に税金が潜んでいる場合があります。次のような営利目的でない一時的な所得は、一時所得といい、所得税が課税されます。

(1) 懸賞金・賞金

TV 番組のプレゼント・懸賞、福引きの賞品が該当します（業務関連のものは除く）。

(2) 公営ギャンブルの払戻金

競馬・競輪の払戻金が該当します（営利目的の継続的行為から生じたものは除く）。

(3) 生命保険一時金など

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等が該当します。ただし、保険料負担者本人が受け取る場合に限りです。

(4) 法人から贈与された金品

雇用関係がない企業（法人）から贈与される金品が該当します。

(5) 拾得物の報労金・埋蔵金発見報酬

落とし物を拾った場合に受け取るお礼が該当します。埋蔵金の発見報酬も同様です。

(6) ふるさと納税の返礼品

ふるさと納税をして自治体から送られる返礼品も、経済的利益ですので該当します。

その他にも、PTA 解散時の分配金や賃貸立ち退き料（一部）も一時所得に該当します。

一時所得の計算方法

一時所得は次の算式により求めます。

総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高 50 万円)

この金額を 1/2 した金額を他の所得と合計して、納税額を計算します。

ふるさと納税の返礼品は申告が必要か？

上記の算式を見ると 50 万円を差し引けることになっているので、収入が 50 万円を超えなければ申告をする必要はありません。

例えば、ふるさと納税の場合、返礼品の合計額（調達価格）が年間 50 万円を超えなければよいことになります。ただ、返礼品の調達価格をいちいち調べるのは大変です。そこで、総務省が告示した返礼品の返礼率 30%を参考にするという方法もあります。この場合、年間約 167 万円（166 万 6,667 円）以上の寄附を行うと、50 万円を超えることになります（一般的には、給与収入 4,000 万円ぐらいの人が該当します）。

最近では、4 年間で自治体に 131 件（約 7,000 万円）の寄附を行った人の返礼品の経済的利益が一時所得であるとして、不服審判所・地裁で争われています。



税金がかかるなんて、知らなかった！